

生駒市条例第6号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月20日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和63年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の項中「平成20年12月10日生駒市告示第225号」を「平成31年3月18日生駒市告示第53号」に改める。

別表第2生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の部一般住宅地区（B）の項を次のように改める。

一般 住宅 地区 (B)	生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の部一般住宅 地区(A)の項に掲げる建築物以外の建築物	130 平方メ ートル					
-----------------------	---	-------------------	--	--	--	--	--

別表第2 生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の一部一般住宅地区（B）の項の次に次のように加える。

一般住宅地区(C)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の一部一般住宅地区(A)の項に掲げる建築物(同項第8号に掲げるものを除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5に掲げるものを除く。)								
一般住宅地区(D)		200 平方メートル							
複合住宅地区(E)	次に掲げる建築物 (1) 工場(別表第3(う)項に掲げるもので2階以下の部分をその用途に供するものを除く。) (2) 自動車教習所 (3) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (4) 法別表第2(と)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前3号に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。								
複合住宅地区(F)	次に掲げる建築物 (1) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (2) 集会場								
駅前商業業務地区(G)	次に掲げる建築物 (1) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (4) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの (5) 工場(別表第3(う)項に掲げるものを除く。) (6) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前各号に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。								

<p>駅前 商業 業務 地区 (H)</p>	<p>次に掲げる建築物 (1) 生駒市東生駒1丁目地区整備計画区域の部駅前商業業務地区(G)の項に掲げる建築物(同項第6号に掲げるものを除く。) (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバレーボール練習場 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。) (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 集会場 (7) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、前各号に掲げる建築物以外の建築物に附属するものを除く。</p>							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。